

同居所世帯員 (申込児以外)	氏名	続柄	生年月日			就労先・通学先	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	
	フリガナ		S・H・R	年	月	日	

同意事項

- 1 那覇市長は、子ども・子育て支援法第16条（第30条の3により準用される場合を含む）の規定に基づき、支給認定証の交付、入所調整、保育料の決定・徴収事務等のため、申請者及び同一世帯員の個人情報を次の方法により確認し提供を求めることがあります。
 - ①住民基本台帳の閲覧・複写
 - ②市民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写
 - ③児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
 - ④生活保護受給に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報の閲覧・複写
 - ⑤保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
 - ⑥世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての情報照会
- 2 那覇市長は、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り関係機関等第三者へ情報提供をすることができるものとします。
 - ①特に必要があると認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供
 - 1) 氏名、生年月日、連絡先などの入所申込書及び添付資料等に記載された個人情報
 - 2) 保育料に関する情報
 - ②児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合
 - ③児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
 - ④その他、市長が必要と認める場合
- 3 提供された個人番号（マイナンバー）について、子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務または児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することがあります。
(保育の実施に関する事務については、保育認定を受けた場合または希望する場合のみ利用します。)
- 4 個人番号（マイナンバー）の提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。
また、上記の方法で番号確認できない場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- 5 利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要するため、審査結果は入所決定時に併せてお知らせします。
- 6 那覇市における教育・保育に係る主食費減免事業実施要綱において、主食費減免給付費の対象となった場合は、施設が主食費減免給付費を直接受領します。

-----【 市役所記入欄 】-----

保育料の納付状況

完納
 未納 (_____ か月分 _____ 円) → 減点あり



納付予定あり (_____ 年 _____ 月 _____ 日納付予定) 納付誓約書 (提出済み / _____ 年 _____ 月 _____ 日提出予定)